|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 通所介護従前相当サービス（通所型サービス） | ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7-3a）  ・資格証・研修修了証の写し |
| ②若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ③生活機能向上グループ活動加算 | ・生活機能向上グループ活動加算チェック表  （参考様式３４）  ※運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合、併算定不可。 |
| ④運動器機能向上加　算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7-3a）  　※加算算定開始月のもの。  　※機能訓練指導員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。  ・機能訓練指導員の資格証の写し |
| ⑤栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7-3a）  　※加算算定開始月のもの。  　※管理栄養士の勤務体制がわかるように、記載例を　　 　参考に記載してください。  ・管理栄養士の資格証の写し  ※外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合  　　・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し  ※栄養アセスメント加算を算定する場合には「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。  ※栄養アセスメント加算は、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可。 |
| ⑥口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7-3a）  　※加算算定開始月のもの。  　※言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。  ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し  ※口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑦選択的サービス複数実施加算 | 【添付書類不要】  ※選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定不可。  ※運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可。 |
| ⑧事業所評価加算（申出）の有無 | 【添付書類不要】  ※加算を算定しようとする年度の前年の１０月１５日までに届出が必要です。 |
| ⑨サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙２９）  ・人材要件に係る算出表（参考様式２４）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7-3a）  　※届出日前一月のもの。  　※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  　※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数１０年以上又は７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ・介護福祉士の資格証の写し  ・実務経験証明書（参考様式２９）  　※勤続年数要件において算定する場合に必要。 |
| ⑩生活機能向上連携加算  （Ⅰ）（Ⅱ） | 【添付書類不要】  ※生活機能向上連携加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定不可。  ※運動器機能向上加算を算定している場合、生活機能向上連携加算（Ⅰ）は算定不可。 |
| ⑪科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】  ※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑫介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑬介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |